

平成 28 年（ワ）第 159 号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 ■■■■■ ほか

被 告 国

平成 29 年（ワ）第 1352 号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 ■■■■■ ほか

被 告 国

## 口頭弁論要旨 — 準備書面（23）について （朝長万左男医師の意見書について）

2019年5月20日

長崎地方裁判所民事部合議 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 太 田 久 美 子

- 1 原告ら準備書面（23）は、今回、証拠提出しました朝長万左男（まさお）氏（以下「朝長氏」という。）作成の意見書の内容について説明したものです。  
以下、その概略を述べます。
- 2 昭和18年生まれの朝長氏は、自身が2歳のときに被爆しながらも、中・高校生の当時、自らと同世代の被爆者（ヒバクシャ。以下「被爆者」という。）に白血病が急増したことにショックを受け、医師を目指しました。そして、医師・医学者となった後は、永井隆博士の治療にもかかわった父朝長正允（まさのぶ）医学博士からその志を受け継ぎ、被爆者医療とその放射線後障害（こうしょうがい）の研究に従事し続けてきました。これまで、朝長医師が研究と並行して治療にあ

たった「被爆者」及び「県内で発症する白血病患者」の数は1000名にも及びます。

- 3 朝長氏は、その意見書（甲B第73号証。以下「朝長意見書」という。）において、被爆後73年が経過した今もなお、被爆者には白血病と癌の発生が持続しており、また二つ目、三つ目の多重癌を発病する人もあとを絶たないことを指摘し、これは、被爆者の身体に対する原爆放射線の影響が生涯持続するものであるというのを、被爆者自身が戦後の長い年月をかけて自らの身体によって実証してきた結果であると述べています。

そして、朝長意見書では、原爆放射線の影響が生涯持続する理由を、被爆者が癌や白血病・MDSを発病する機序から推測し、「原爆放射線の人体影響はDNAを標的とした遺伝子変異によるものといえ、核兵器は遺伝子を標的とする結論づけられる」と説明しています。

- 4 さらに、朝長意見書では、被爆から70年以上経った現在でもなお、何ゆえに、被爆者に原爆後障害が持続しているのかという点について、「各臓器には少数の幹細胞があり、この細胞だけがヒトの体内で生涯にわたって生き続けることになるが、被爆者の場合には、この臓器幹細胞の遺伝子が1945年8月9日一瞬にして傷ついたこと」、そして、「その傷ついた幹細胞は被爆者の生涯にわたり生き続け、その間にDNAの傷は拡大して、ついには癌細胞が生まれていること」がその理由と考えられることを説明しています。

そして、現在、この幹細胞のDNAレベルの研究が進んでおり、まもなく原爆の放射線による後遺障害の全容が明らかにされるものと思われるところ、これらの「原爆放射線の生涯持続性」の発見こそが、同氏らの研究の最大の成果といえるのであり、同時に、この科学的知見は原子爆弾が非人道的兵器であることを直接的に証明したことになると述べています。

- 5 加えて、朝長氏は、被爆による精神的影響も生涯持続性を有することを指摘しています。

朝長氏は、白血病を告知した患者が吐露した「先生、やはりこの60年間わたくしの身体の中には原爆が潜んでいたのですね。」という悲痛な想いに触れ、同患者や朝長氏自身も常に苛まれてきた「病いへの不安と恐怖」は、すべての被爆者において生涯にわたり共通する悲痛な心情なのだと述べています。

そして、この共通の悲痛な心情のために、被爆者には「うつ病」などの精神疾患にり患する者が多いことも同氏らの研究によって明らかにされています。

このように、朝長氏らの医師としての研究は、核兵器がいかに非人道的な結末をもたらすかを余すところなく解明しています。

6 また、朝長氏は、医師・医学者として「原爆放射線の生涯持続性」を見つめていく中で、「核兵器をこのまま持ち続けるといつかは核戦争の勃発により人類破滅の危機に瀕する」と確信し、原爆放射線の生涯持続性を世界に発信する決意をし、1980年代はじめ頃から世界規模での核廃絶運動に生涯を捧げてきたと述べています。

7 以上のような自らの研究・運動等の経験を通じた考えとして、朝長氏は、まず、「核兵器による戦争抑止論」と「新安保法制における積極的平和主義」の近似性について指摘した上、安倍政権の新安保法制は、これまで「日本国憲法の平和主義によって培ってきた『専守防衛』によって平和を維持できる」と考えてきた歴代政権の政策と大きくかけ離れていることを指摘しています。

そして、朝長氏は、日本国憲法の前文から9条までの戦争放棄の理念はパリ不戦条約と国連憲章を踏襲するものであり、戦後の長い平和の継続は専守防衛による平和外交のなせる成果であることを指摘した上、「戦後の約70年間、日本国憲法の真髓によって育った我々は、この日本の平和主義に誇りと信念を持つようになっていた」、「平和主義に基づく新たな友好関係構築の姿勢と努力が、日本が戦争被害を与えたアジア諸国からの厚い信頼形成につながり、我々に自信を与えてきたことを実感していた」、しかしながら、「安倍内閣のいう積極的平和主義を採用し、集団的自衛権の行使を許容する外交政策を日本がとった場合には、近隣ア

アジア諸国との友好関係は傷き、米国という同盟国のみ依存する外交に墮してしまい、将来必ずや日本に禍根を残す」と述べ、集団的自衛権を容認する新安保法制の危険性を指摘しています。

そして朝長氏は、「日本がやるべきことは平和外交の継続」であり、これには「対話による信頼醸成が基本」となるのであって、「いたずらに集団的自衛権を主張し行使することは、戦後73年の長きにわたって築いてきたアジア諸国との信頼関係を危ういものにする」と指摘し、「日本の憲法改正の動き、特に集団的自衛権の確立の動きは、現在多くのアジア諸国に不安と懐疑を惹き起こしつつある」と懸念を示しています。

- 8 以上のような考えから、朝長氏は、集団的自衛権を容認しそれを行使できるようにしようとする「安倍政権の取組み」は、核兵器廃絶という日本国民が希求する政策とは真逆のものであり、核なき世界への希求を続けている広島・長崎の被爆者と日本国民を裏切るものであると糾弾しています。

そして、新安保法制法の成立にかかる安倍政権の一連の行為は立憲民主主義の根幹を破壊するものであり、米国の要望と圧力に屈した感があって、「怒りの感情さえ湧いてくる」と述べつつ、その米国も、日本が実際に集団的自衛権を行使するようになれば、安倍政権の軍事強国化や戦前の日米対立の再現を危惧し、日本の核保有の意志さえも疑うようになると言い切り、不戦の思想を欠如した安倍政権の対応を批判しています。

その上で、朝長氏は、集団的安全保障の重要性を過度に強調し戦争可能な態勢をとることこそ日本の安全保障を危うくするものであると述べ、安倍政権が主張する積極的平和主義の行き着く先と安倍首相の姿勢に「ため息が出るばかりである」と述べています。

- 9 以上をふまえ、朝長氏は、「敗戦によって、新しい平和国家建設を目指す戦後が始まり、新しい憲法による教育によって生まれ、たゆまぬ努力によって平和国家の実績を築いていった — そのような世代に属する者にとって、特に原爆

の洗礼を受けた被爆者世代にとって、安倍内閣による新安保法制の成立は、戦後深く身につけた自らの日本人としてのアイデンティティーを根底から否定されるという大打撃を与えるものであった」とし、「現在の日本の北朝鮮、韓国、中国との平和的交流基盤の崩壊を目の当たりにしている不安感」、「将来の日本の平和に確信を持てなくなった国民としての自信喪失感」等がない交ぜになって、「ここ数年精神的不安定性を感じざるを得ない」と述べています。

そして、「祖国日本の敗戦と原爆の後遺症という負の体験を出発点とした私の場合、戦後の日本の平和国家のイメージの確立は、アジア諸国の医師たち、特に韓国、中国の医師たちとの共同研究などにおいても大きな自信を与えてくれた。これがもろくも崩壊しつつある今の日本に『絶望』を禁じ得ない」と述べた上、「虚無感」や「日本を捨ててどこかに亡命するか?」というような密かな感情の芽生え、「被爆者として核廃絶運動に身を投じてきた半世紀を超える活動基盤ががらがらと崩れる感じがする」などといった表現で、安倍内閣による新安保法制の成立、施行により、朝長氏自身が尋常ならぬ精神的打撃を受けたことを告白しています。

- 10 続けて、朝長氏は、「被爆者にとってはそれにも増して、人生の再生を必死で営みつつ、二度と原爆の惨害を他の人間に味合わせたくないという必死の思いで戦後70年を必死に生き抜いてきた自信と自負、すなわち被爆者としてのアイデンティティーが根底から崩れていく思いに至っている」と述べ、そのような状況をもたらしているのは新安保法制にほかならないことを指摘しています。
- 11 そして、朝長氏は、新安保法制法成立の過程を改めて振り返り、「立憲主義に基盤をおく日本の戦後の国体は死に瀕している。」と、その精神的衝撃の大きさを「瀕死の日本」という言葉で表現し、最後に、個別的自衛権による専守防衛で安全保障を築くことこそ「日本の安全保障の道」と述べ、筆を置いています。

以上